

久米田看護専門学校
学校関係者評価委員会



岸和田市尾生町 2955
久米田看護専門学校
TEL : 072 - 445 - 4149
FAX : 072 - 445 - 7166

学校の概要

1. 学校名・所在地・課程・学科

- 1) 学校名 久米田看護専門学校
- 2) 所在地 大阪府岸和田市尾生町 2955 番地
- 3) 課程・学科 看護師 3 年課程 看護学科

2. 設置主体 医療法人 利田会

3. 設立の目的

関西国際空港の開港に伴い、人口増加・医療需要の大幅増加が見込まれる大阪府南部地区において、精神科における看護業務の改善と併せ、地域住民が求める看護サービスを余すことなく提供できるよう広く医療・福祉に貢献し、時代の要請に即応できる人間性豊かで優秀な看護師を養成し、地域医療の円滑な推進に資するべく、3 年課程の看護師養成所を設置した。

—昭和 63 年 9 月 設置趣意書より—

4. 沿革

- 昭和 63 年 2 月 9 日 保健婦助産婦看護婦法に規定する看護婦学校として指定
- 昭和 63 年 3 月 30 日 学校教育法に規定する専修学校として認可
- 昭和 63 年 4 月 1 日 久米田看護専門学校開校
- 令和 3 年 3 月 5 日 令和 2 年度卒業式を挙行し、卒業生総数 1,076 名
- 令和 3 年 4 月 6 日 令和 3 年度入学式を挙行

久米田看護専門学校学則

第一章 総則

(目的)

第1条 本学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)にもとづき看護師3年課程を設置し、看護師として高い倫理観をもった豊かな人格形成を目指し、専門的な知識及び技術を習得させ、社会に貢献し得る看護師を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学校は、久米田看護専門学校(以下「本学校」という。)と称する。

(位置)

第3条 本学校は、大阪府岸和田市尾生町2955番地に位置する。

(課程及び学科等)

第4条 本学校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員
看護師3年課程 (全日制)	看護学科	3年	40人	120人

(在学年限)

第5条 本学校の在学年限は、6年を超えることはできない。

2 転入学した者は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を在学年限とする。

第二章 年度、学期、及び休業日

(年度)

第6条 年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 本学校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学校創立記念日 11月1日
- (4) 夏期休業 5週間（7月下旬～8月下旬）
- (5) 冬期休業 2週間（12月下旬～1月上旬）
- (6) 春期休業 2週間（3月下旬～4月上旬）

2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日の変更を行うことがある。

第三章 教育課程及び履修方法

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第9条 本学校における授業科目、単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の範囲をもって1単位の授業時間とする。
- (2) 実験、校内実習及び実技は、30時間から45時間の範囲をもって1単位の授業時間とする。
- (3) 臨地実習は、45時間をもって1単位の授業時間とする。

3 授業は、講義・演習・実験・実技及び実習のいずれかにより、またこれらの併用により行う。

(成績の評価)

第10条 授業科目の成績は、原則として試験により評価する。授業科目のうち臨地実習における成績は、実習評価表を用いて評価する。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。

2 授業科目の成績の評価方法については、別に定める。

(単位の認定)

第11条 学生は、第9条第1項に定める授業科目を履修しなければならない。

2 学校長は、授業科目を履修しその試験等に合格した者には、学校運営会議の議を経て所定の単位を認定する。

(既修得単位の認定)

第12条 放送大学や他の大学、及び高等専門学校又は別に定める学校、養成所での既修得科目及び単位については、本人の申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本学校の教育内容に相当すると認められる場合に学校長が認定する。

- 2 既修得単位の認定については、学則別表 1 に定める総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学校における履修に替えることができる。

第四章 入学、転入学、転学、休学、復学、退学及び除籍

(入学資格)

第 13 条 本学校に入学できる者は、学校教育法第 90 条第 1 項、及び学校教育法施行規則第 150 条、並びに学校教育法施行規則第 183 条の規定に該当する者で、入学試験に合格した後、所定の手続きを行った者とする。

- 2 受験資格については、別に定める。

(入学時期)

第 14 条 本学校の入学時期は、4 月とする。

(入学手続)

第 15 条 本学校の入学の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学校に入学を志望する者は、本学校の定める入学願書に必要事項を記載し、第 26 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。
- (3) 入学試験に合格した者は、誓約書に必要事項を記載し、第 26 条に定める入学料を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号の手続きを終了した者に対して、学校長は入学を許可する。

(転入学)

第 16 条 他の看護専門学校（3 年課程）で 1 年以上履修し、かつ教育課程が同程度で、本学校に転入学を志願する止むを得ない事由があると認めるときは、欠員のある場合に限り、試験により選考し、相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。

(転学)

第 17 条 学生が他の看護専門学校（3 年課程）に転学しようとするときは、理由を記した書類を添えて学校長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

第 18 条 傷病その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、その事由を明らかにし、休学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。また、当該休学の事由が傷病であるときは、

医師の診断書を添えなければならない。なお、休学期間は在学期間に算入しない。

- 2 前項の休学期間は、3月以上1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、学校長の許可を得て、更に1年を超えない範囲内で休学期間を延長することができる。なお、休学期間は通算で2年を超えることはできない。
- 3 休学中の者が復学しようとするときは、復学願に休学の事由が消滅したことを証する書類を添えて、学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 学生が退学しようとするときは、その理由を記した書類を添えて学校長に願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第20条 学校長は、次の各号の一に該当する者を学校運営会議の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届出があった者
- (2) 行方不明の届出があった者

第五章 卒業等

(卒業)

第21条 学校長は、第9条第1項に定める授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 学校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

(卒業証書及び専門士の称号の授与)

第22条 学校長は、卒業を認定された者に対して卒業証書を授与し、文部科学大臣告示による専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

- 2 学校長は、専門士の称号を付与した者に対して、称号授与書を授与する。

第六章 教職員の組織及び運営

(教職員)

第23条 本学校に次の職員をおく。

- | | | |
|-----|------|----|
| (1) | 学校長 | 1名 |
| (2) | 副学校長 | 1名 |
| (3) | 教務主任 | 1名 |

(4)	実習調整者	1名
(5)	専任教員	11名
(6)	講師	30名以上
(7)	実習指導教員	若干名
(8)	事務長	1名
(9)	事務員（司書含む）	1名以上
(10)	校医	1名
(11)	その他（学生相談員含む）	若干名

2 教職員の組織、職務及び組織の運営については、別に定める。

第七章 会議

（会議）

第24条 本学校の円滑な運営と教育内容の充実を図るため、学校運営会議等必要な会議を設ける。

2 前項の会議の種類、内容及び運営については、別に定める。

第八章 健康管理

（健康管理）

第25条 学生に対して1年に2回以上の健康診断を実施する。

2 前項の健康管理については、別に定める。

第九章 修学に要する費用

（修学に要する費用）

第26条 入学検定料、入学料、授業料、及び校舎管理維持費は、別表2のとおりとする。

2 前項に規定する費用の納付方法及びその他の費用は、別に定める。

3 既納の費用については、理由の如何にかかわらず返還しない。

（奨学資金の貸与）

第27条 本学校は、設置者医療法人利田会の規定する奨学資金を学生に貸与することができる。

第十章 賞罰

(表彰)

第 28 条 学校長は、学業及び品行ともに優秀な者又は善行があつて他の模範となる者を表彰することがある。

2 表彰の種類、方法については、別に定める。

(懲戒)

第 29 条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対して懲戒を行うことがある。

2 懲戒の種類、方法については、別に定める。

第十一章 委任

(委任)

第 30 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

学校関係者評価についての規程

(目的)

第1条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(構成)

第2条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 教育に関し知見を有するもの
- (4) その他校長が必要と認める者

2. 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第3条 関係者委員会に委員長を置く。

2. 関係者委員会は、校長が召集し、委員長がその運営にあたる。
3. 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
5. 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に年1回以上開催しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第4条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第5条 委員（事務長）は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第6条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第7条 校長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。